

島根県観光総合支援事業補助金



民間主体の観光地づくりを促進し、県内外から観光客を誘致することで県内観光産業の振興を図るため、新たな観光コンテンツを造成する事業を対象に補助を行います。

「観光コンテンツ」「造成」とは

- 「観光コンテンツ」とは、本県の魅力ある地域資源を活用し、県内地域に観光客の集客が見込まれる体験プログラムやツアー、観光誘客イベント（県外や他地域でのPRのみの事業は対象となりません。）とします。

例) 歴史や自然等を楽しめる体験プログラムやガイド付きツアーなど

- 「造成」とは、観光コンテンツを企画し、実施することとします。

■対象事業等

対象事業	事業者	補助率	補助限度額
次のすべての事項を満たすもの。 ①「歴史・文化」「伝統・芸能」「自然」のいずれかをテーマとする ②地域ならではの資源を活かした新規性のある取組 ③県外からの観光誘客や周遊に繋がるもの ④補助期間終了後も継続的な実施をするもの ⑤地元市町村と情報共有又は連携して実施するもの	・観光協会 ・法人 ・法人格を持たない民間団体 ※県内団体に限る。	1/2	上限：1,000千円 下限：300千円

■補助事業の期間 交付決定日から令和5年3月末日まで

■スケジュール 3月末～5月9日：募集期間
5月中：審査
6月上旬(予定)：交付決定 ※交付決定以後の契約、支出が補助対象

■応募先及び問い合わせ先

主な事業実施地域に応じて、下記の窓口に提出等してください。

【出雲地域】島根県商工労働部観光振興課

〒690-8501 松江市殿町1番地 TEL:0852-22-5619

【石見地域】島根県西部県民センター商工観光部観光振興課

〒697-0041 島根県浜田市片庭町254 TEL:0855-29-5647

【隠岐地域】島根県隠岐支庁県民局観光振興課

〒685-0015 島根県隠岐郡隠岐の島町港町塩口2-4 TEL:08512-2-9610

■ホームページ

URL：<https://www.pref.shimane.lg.jp/tourism/tourist/kankou/josei/yuukyaku-ho.jokin.html?site=sp>

※当ホームページの募集案内等を必ずご確認ください。

